

バイオマス活用による持続可能なエネルギー導入・資材の調達対策

【令和4年度補正予算額 3,000百万円の内数】

<対策のポイント>

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、地域のバイオマスを活用した**エネルギーの地産地消の実現に向けたバイオマスプラント等の施設整備**を支援するとともに、バイオ液肥の地域内利用を進めるため、**バイオ液肥散布車の導入**や**バイオ液肥の利用促進のための取組**を支援します。

また、みどりの食料システム法に基づき認定を受けた事業者に対して、良質な堆肥等の生産・肥料配合や広域流通に必要な施設整備等の取組を支援します。

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. バイオマスの地産地消

① 地産地消型バイオマスプラントの導入（施設整備）

家畜排せつ物、食品廃棄物、農作物残渣等の地域資源を活用し、売電に留まることなく、熱利用、地域レジリエンス強化を含めた、エネルギー地産地消の実現に向けて、調査・設計及び施設整備を支援します。

《支援対象施設》

原料受入設備、前処理施設、混合調整槽、発酵槽、ガス化炉、ガスホルダー、発電機、貯留槽、熱利用施設、蓄電・精製ガス装置 等

② バイオ液肥散布車の導入（機械導入）

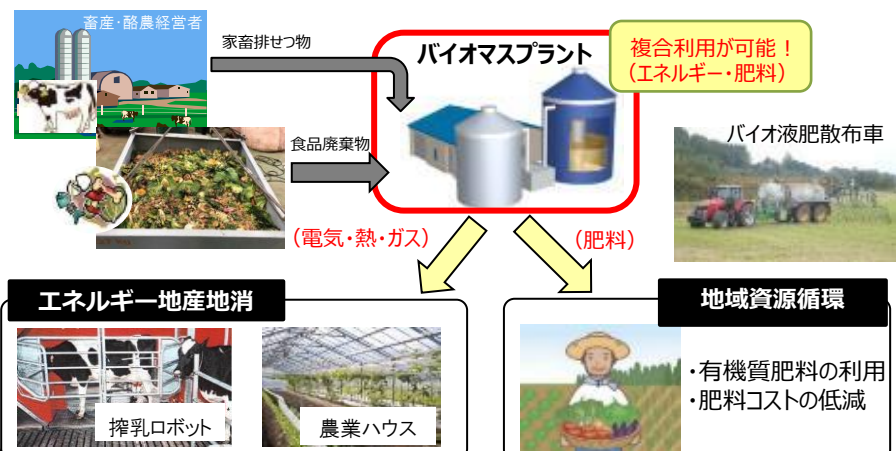
メタン発酵後の副産物（バイオ液肥）の肥料利用を促進するため、バイオ液肥散布車の導入を支援します。

③ バイオ液肥の利用促進

ア 散布機材や実証ほ場を用意し、メタン発酵バイオ液肥を実際にほ場に散布します（散布実証）。

イ 散布実証の結果に加え、バイオ液肥の成分や農作物の生育状況を調査・分析し、肥料効果を検証します（肥効分析）。

地産地消型バイオマスプラント、バイオ液肥散布車の導入



バイオ液肥の利用促進

① 散布実証



② 肥効分析

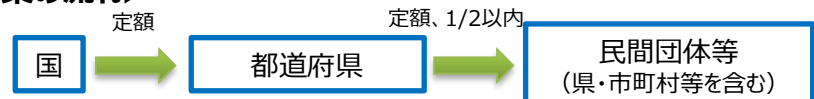


2. 環境負荷の低減に寄与する資材の生産基盤強化対策

みどりの食料システム法に基づき認定を受けた事業者に対して、良質な堆肥等の生産・肥料配合や広域流通に必要な機械・設備の整備等や調査・分析・改良等の取組を支援します。（※みどり投資促進税制との併用が可能）

※みどりの食料システム法に基づく特定区域での取組である場合や事業実施主体（民間団体等）が環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている場合等に評価のポイントを加算します。

<事業の流れ>



良質な堆肥等の供給拡大

良質な堆肥等の生産・肥料配合、広域流通に必要な機械・設備の整備等



堆肥化処理施設
(家畜排せつ物の強制発酵)



ペレタイザー



バイオコンポスター
(食品残渣の堆肥化)



下水汚泥資源の
肥料利用



原料調達や製品流通等に係る調査・分析・改良等の実施



【お問い合わせ先】 (1の事業) 大臣官房環境バイオマス政策課 (03-6738-6479)
(2の事業) 大臣官房みどりの食料システム戦略グループ (03-6744-7186)